

# デジタルカラー複合機保守契約書

分任支出負担行為担当官 茨城森林管理署長 三重野 裕通（以下「甲」という。）と支出負担行為担当官 関東森林管理局長 松村 孝典（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）は、デジタルカラー複合機（以下「複合機」という。）の保守管理に関し、次の条項により契約を締結する。

## 契約条項

### （契約の目的）

第1条 この契約は、複合機が常時正常な状態で使用できるように保守を行い、複合機に必要なトナー等（以下「消耗品」という。ただし、用紙を除く。）を円滑に供給することを目的とする。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （保守対象物件等）

第3条 保守対象物件及び設置場所は、別紙1のとおりとする。

### （料金）

第4条 保守料は、別紙1の単価のとおりとする。

### （保守）

第5条 丙は、複合機を常に良好な運転状態を保つように毎月定期的に点検及び調整を行うものとする。

2 丙は、複合機が故障したときは、直ちに正常な状態にしなければならない。

### （消耗品の供給）

第6条 丙は、消耗品が不足しないよう事前に供給するものとする。

### （消耗品の所有権）

第7条 消耗品の所有権は丙に属し、甲及び乙は、善良な管理者の注意をもってこれを使用しなければならない。

2 甲及び乙は、消耗品を原状と変更するような行為並びにその他の用途に使用してはならない。

(検査)

第8条 丙は、毎月25日から月末の間に複合機のカウンターを確認し、当該月の使用枚数について甲及び乙の指定する検査職員の検査を受けなければならない。  
ただし、令和9年3月分については、納付完了後に上記の確認を行い、検査を受けなければならない。

(代金の請求)

第9条 丙は、前条の検査が完了したときは、第4条に定める単価に応じた料金を請求するものとする。

(代金の支払)

第10条 甲又は乙は、丙が提出する適正な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に代金を支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当なため丙に返送した場合は、甲又は乙が返送した日から丙の適正な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第11条 丙は、甲又は乙が約定期間に代金を支払わないときは、甲又は乙に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数に応じ請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した遅延利息の額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは甲又は乙は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。

また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第12条 丙は、保守の実施に当たり、知り得た甲又は乙の業務上の秘密を外部に漏らしたり、また、他の目的に利用してはならない。

(業務の履行責任)

第13条 業務が終了した時に業務の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは(以下「契約不適合」という。)、甲又は乙は、丙に対し業務の目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完

(以下単に「履行の追完」という。)を請求し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲又は乙が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲又は乙は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 丙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲又は乙がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲又は乙が種類又は品質に関して契約不適合を知った時から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、甲又は乙は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除をすることができない。
- 4 前項の規定は、業務が終了した時において、丙が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。
- 5 第3項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求しようとするときは、請求する損害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。

(甲又は乙の催告による解除権)

第14条 甲又は乙は、丙が次の各号の一に該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約について、丙が契約上の義務違反又は不正行為をしたと甲又は乙が認められたとき。

(甲又は乙の催告によらない解除権)

第15条 甲又は乙は、丙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第 12 条の規定に違反したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 丙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又は丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、丙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、丙がその債務の履行をせず、丙が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第 19 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 次に掲げる場合には、甲又は乙は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 丙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(甲又は乙の責めに帰すべき事由による場合)

第 16 条 債務の不履行が甲又は乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲又は乙は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲又は乙の任意解除権)

第 17 条 甲又は乙は、業務が完了しない間は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲又は乙の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第 18 条 甲又は乙は、第 14 条及び第 15 条の規定によりこの契約を解除した場合はこれにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(丙の催告による解除権)

第 19 条 丙は、甲又は乙がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(丙の責めに帰すべき事由による場合)

第 20 条 前条に定める事項が丙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、丙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

第 21 条 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、甲又は乙は丙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

- (1) 丙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 丙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 丙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(消耗品の返還)

第 22 条 甲又は乙は、この契約が終了したときは、消耗品を丙に返還しなければならない。

(相殺)

第 23 条 この契約により、甲又は乙が丙から取得すべき違約金等があるときは、甲又は乙はその選択により丙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(その他)

第 24 条 甲又は乙と丙は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲又は乙と丙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲又は乙と丙が協議して決定する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 25 条 甲又は乙は、この契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定に

よる課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（平成23年法律第74号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 丙は、この契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲及び乙に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第26条 丙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲又は乙が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲又は乙が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲及び乙が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 丙が甲及び乙に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 丙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲及び乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲及び乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(特約事項)

別紙2のとおり

この契約締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 茨城県水戸市笠原町978-7  
分任支出負担行為担当官  
茨城森林管理署長 三重野 裕通

乙 群馬県前橋市岩神町4-16-25  
支出負担行為担当官  
関東森林管理局長 松村 孝典

丙

## 別紙 1

## 機種、保守実施場所、保守料金、予定金額、請求先

機 種	台 数	保守実施場所	保 守 料 金
RICOH IM C6000	1 台	茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 7  茨城森林管理署 事務室 (総務グループ)	設置料 ー 円 基本料 ー 円 モノクロ 円/枚 カラー 円/枚 フルカラー <sup>°</sup> プリント 円/枚 年間予定総額 (12 ヶ月) モノクロ 120,000 枚 円 カラー 60,000 枚 円 フルカラー <sup>°</sup> プリント 10,000 枚 円
計	1 台	請求先 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 7 茨城森林管理署	年間予定総額 計 円 消費税 円 合 計 円

機 種	台 数	保守実施場所	保 守 料 金
RICOH MP C3004	1 台	茨城県高萩市春日町 3 - 1 0 - 1  茨城森林管理署 高萩森林事務所	モノクロ 円/枚 カラー 円/枚 フルカラー <sup>°</sup> プリント 円/枚 年間予定総額 (12 ヶ月) モノクロ 6,000 枚 円 カラー 5,000 枚 円 フルカラー <sup>°</sup> プリント 2,000 枚 円
計	1 台	請求先 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 7 茨城森林管理署	年間予定総額 計 円 消費税 円 合 計 円

機 種	台 数	保守実施場所	保 守 料 金
RICOH MP C3004	1 台	茨城県久慈郡大子町大子 5 3 3 - 1  茨城森林管理署 大子森林事務所	モノクロ 円/枚 カラー 円/枚 フルカラー°プリント 円/枚 年間予定総額 (12 ヶ月) モノクロ 2,000 枚 円 カラー 2,000 枚 円 フルカラー°プリント 1,000 枚 円
計	1 台	請求先 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 7 茨城森林管理署	年間予定総額 計 円 消費税 円 合 計 円

機 種	台 数	保守実施場所	保 守 料 金
RICOH IM C6000	1 台	茨城県笠間市来栖 8 7 - 1  関東森林管理局 森林技術・支援センター	モノクロ 円/枚 カラー 円/枚 フルカラー°プリント 円/枚 年間予定総額 (12 ヶ月) モノクロ 22,000 枚 円 カラー 2,000 枚 円 フルカラー°プリント 29,000 枚 円
計	1 台	請求先 茨城県笠間市来栖 8 7 - 1 関東森林管理局 森林技術・支援センター	年間予定総額 計 円 消費税 円 合 計 円

1. 1ヶ月の保守料金は第8条に定める検査によって確定した総枚数から、複合機の点検及び調整並びに通常の使用に伴って生じた不良複写の枚数として、総枚数のカウント控除（カラー・フルカラープリント・モノクロ共に1%）を差し引いた枚数に1枚当たりのコピー料を乗じて得た額とする。
2. 運用・保守等
  - (1) 常時、良好な状態を保つため、定期的なメンテナンスを行う。
  - (2) 故障等が発生した場合は、迅速早急（当日）に対応できるようにする。  
なお、保守対応受付時間は原則午前9時から午後5時とする。
3. 契約内容  
上記対応機種に関して、定期・随時の機器の点検・修理及び消耗品（用紙・ステープルを除く。）の供給を複写枚数に応じ代金を決定するカウンター方式とし、契約内容にあたっては、それぞれ1枚当たりの単価契約とする。
4. その他  
詳細な事項及び本契約書に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲及び乙（発注者をいう。以下同じ。）は、丙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲及び乙は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 丙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 丙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 丙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲及び乙は、丙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲及び乙は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 丙は、甲及び乙が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲及び乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 丙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

# 入札書

入札番号第2号 デジタルカラー複合機保守管理（4台）

入札 金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥マークをつけること。

上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額になること及びで関東森林管理局等競争契約入札心得、契約条項等、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

(内訳)

茨城森林管理署	(RICOH IM C6000)
保守料 (モノクロ)	円/枚×120,000枚＝
保守料 (カラー)	円/枚×60,000枚＝
保守料 (フルカラープリント)	円/枚×10,000枚＝
高萩森林事務所	(RICOH MPC3004)
保守料 (モノクロ)	円/枚×6,000枚＝
保守料 (カラー)	円/枚×5,000枚＝
保守料 (フルカラープリント)	円/枚×2,000枚＝
大子森林事務所	(RICOH MPC3004)
保守料 (モノクロ)	円/枚×2,000枚＝
保守料 (カラー)	円/枚×2,000枚＝
保守料 (フルカラープリント)	円/枚×1,000枚＝
森林技術・支援センター	(RICOH IM C6000)
保守料 (モノクロ)	円/枚×22,000枚＝
保守料 (カラー)	円/枚×2,000枚＝
保守料 (フルカラープリント)	円/枚×29,000枚＝
合計	

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

茨城森林管理署長 三重野 裕通 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代 理 人

(注意事項)

- 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 用紙の寸法は日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
茨城森林管理署長 殿

住 所  
会社等名

令和8年2月20日付けで入札公告のありましたデジタルカラー複合機保守管理の競争の参加にあたり、下記の資料を提出いたします。

記

入札番号  2  号

物件名  デジタルカラー複合機保守管理（4台）

- ① 令和07・08・09年度資格確認結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ② 過去3カ年における同種保守管理業務実績を証明できる契約書の写し

（担当）

- 1 所属部課名：
- 2 役 職：
- 3 電 話 番 号：
- 4 F A X 番 号：